

岩手県告示第155号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成24年2月27日
  - （2） 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 藤田工業
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字牧野林955番地5
    - ウ 代表者の氏名 藤田孝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20684号
  - （3） 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - （4） 処分の原因となった事実 平成24年2月24日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成24年2月24日
  - （2） 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 高鉄塗装工業
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町横川目12地割18番地1
    - ウ 代表者の氏名 高橋鉄将
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第50249号
  - （3） 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - （4） 処分の原因となった事実 平成23年12月28日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。